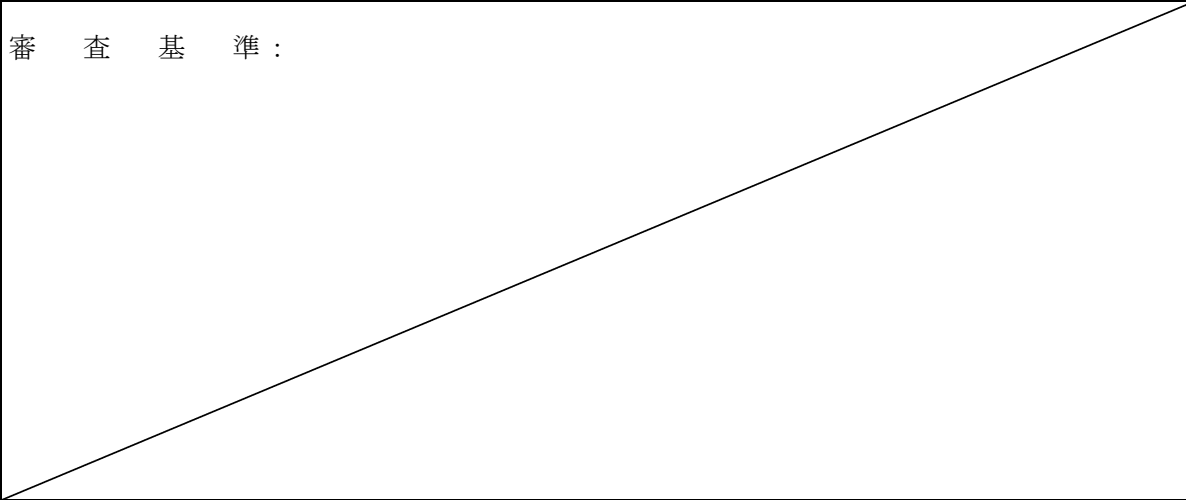


審 査 基 準

令和 4 年 4 月 28 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項（第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 2 項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第 1 条（許可及び届出の一般的手続）、第 12 条（許可証の書換への申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 4 日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：